

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日)
当たると
翌日

目 次

- ◆訓 令 鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令
- ◆告 示 麻葉取締法による聴聞
- 森林法第百八十九条の規定による告示
- 解除予定の保安林
- ” ”
- ” ”
- ◆教委訓令 新たにちなおうとする土地改良事業の認可
- 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◆雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更
- 地方職員共済組合の昭和四十二年年度決算の要旨

訓 令

鳥取県訓令第十号

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

鳥取県統計調査調整規程（昭和三十四年一月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本庁各課局（以下「各課」という。）」を「本庁」に改める。
第二条に次の三項を加える。

2 この規程において、「課」とは、鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）第六条第一項の規定により設置された秘書課及び企画室並びに同規則第六条第二項に規定する課並びに出納長の補助組織設置規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十四号）第一条の規定により設置された出納室をいう。

3 この規程において、「課長」とは、課の長をいう。

4 この規程において、「課長補佐」とは、課長補佐、副参事及び出納室長補佐をいう。
第三条を次のように改める。

（統計主任者）
第三条 各課に統計主任者を置き、課長補佐（課長補佐が二人以上ある場合には、そのうちから課長が指定した者）をもつて充てるものとする。

2 各課長は、統計主任者を指定したときは、その職及び氏名を総務部長に報告しなければならない。その異動があつたときも、また、同様とする。

3 統計主任者は、各課における統計調査の改善及び統計資料の整備に努めるものとする。

4 総務管財課、厚生援護課、商工指導課、農政企画課及び管理課の統計主任者は、前項に規定する事務を行なうほか、各部における統計調査事

務の連絡調整を図るものとする。

附 則

この訓令は、昭和四十三年九月十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百三十号

麻葉取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 聴聞の期日及び場所

保安林の所在場所

分明である最後の森林所有者

所 氏 名

郡	町	大字	字	地番	住	氏名
岩美	岩美	鳥越	淵ヶ浜	九六一	岩美郡岩美町洗井	平井孝美
"	"	洗井	西ノ平ル	二〇三三		高垣健太郎
"	"	"	石有詞	二〇三二		高垣鹿重郎
"	"	鳥越	淵ヶ浜	九六二		
"	"	"	上淵	九七二		
"	"	洗井	空神場	七八五の二		
"	"	"	口ノ谷西側	二〇三四の七		
"	"	"	"	二〇三四の九		高垣為蔵

昭和四十三年九月二十一日 午前十時三十分から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市明治町五八番地 山本義雄

鳥取県告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法第三十三条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を岩美町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	雨堤	石有詞	西ノ平ル	石有詞	口ノ谷西側	口ノ谷東側	"	南谷上	"	登尾林	"	下平三場	下松ノ前道下	"	"	"
二〇三五〇一〇	二〇三五の四八	二〇三五の八	二〇三五の二	二〇三三	二〇三三	二〇三三	二〇三四の二	二〇三〇の二	二〇一九の二〇	二〇一九の三	二〇一一	二〇〇九	二〇〇七	二〇〇三	二〇〇一	"	"	"

- 平井柳吉 平井とみえ 上田七藏 平井福久 寺垣勝市 寺垣正義 平井勝藏 高垣虎雄 上田岩藏 高垣鹿重郎 平井兵藏 平井福久 高垣健太郎 高垣鹿重郎 高垣東作 寺垣喜代藏 山口米藏 山口兵藏 山口米藏

荒金	登尾林	上田林	雨堤	笹谷頭	雨堤	笹谷頭	入江	上田林	高尾林	上田林	高尾林	下神場	"	"							
木屋ノ谷																					
七七四の二	二〇〇四	二〇七四	二〇三五の三一	二〇五九の一	二〇三五の二四	二〇五八	二〇五七	二〇五二の四	二〇三九	二〇四九	二〇三八	八一四	二〇三五の二九	二〇三五の四七							
"	岩美郡岩美町荒金	大阪府三島郡三島町千理丘東一丁目二の二号	大阪市東淀川区東淡路町四丁目	鳥取市吉方	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"							
北村富藏	岡本熊藏	加納益藏	小林留藏	小林重治	北村直藏	加納久雄	山脇国造	加納清治	北村豊太郎	田中茂美	平井誠	高垣登美枝	高垣為三郎	上田文太郎	宮下庄太郎	高垣林藏	宮下徳宝	平井兵藏	平井柳吉	平井虎吉	平井喜代藏

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥越 〃

中淵 松ヶ平下 石原 高尾大平 曲り坂 祖父ヶイ後 石原 奥高尾西側 祖父ヶイ後 深谷 〃 〃 〃 大木屋ノ谷

九五八の二 八〇五 七八七 七二九 八四一 八四七の五 七八一 七六六 八四七の三 七七五 七七四の三九 七七四の三五 七七四の二六 七七四の一〇

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥越 岩美郡岩美町外邑 鳥取市立川町一丁目 外邑

宮下 茂 丸山 久五郎 滝山 亀藏 西垣 帛夫 伊木 亀藏 田中 熊藏 加納 源太郎 加納 善四郎 北村 豊太郎 加納 清治 加納 久雄 加納 啓信 山脇 国造 加納 義治 加納 佐太 加納 善造 加納 吉藏 北村 重太郎 岩崎 吉治 加藤 一 山本 作太郎 谷岡 林藏

"	大阪	一四八
"	大窪ノ谷	二四七
"	小松尾	二四八
"	"	二五二の一

鳥取県告示第六百三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の一〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜六九〇の二〇四

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字砂山二四八五

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百三十五号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かん

小林 忠 教

がい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年九月六日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

事務局本庁
教育事務所
学校以外の教育機関

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十三年九月十三日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県

教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

所長、課長補佐、所長補佐、
館長補佐、経理室長、係長、
白兔荘管理者及び分館長

を

課長補佐、所長補佐、館長補佐、
企画広報室長、経理室長、白
兔荘管理者、係長及び分館長

に、

改める。

別表第一の表中

主事補、技師補、研究員補、学芸員補、司書補、運転士及び用務員

を

主事補、技師補、研究員補、学芸員補、司書(吏員相当職員)の職にある者を除く)、司書補、運転士及び用務員

に

事務局本庁	課長補佐	課長	教育長
係長	課長補佐	課長	教育長
白兔荘管理者	課長補佐	課長	教育長
右以外の職員	課長補佐	課長	教育長

を

事務局本庁	課長補佐	課長	教育長
係長	課長補佐	課長	教育長
白兔荘管理者	課長補佐	課長	教育長
右以外の職員	課長補佐	課長	教育長

に

所長	社会教育課長	教育長
右以外の職員	社会教育課長	教育長

を

鳥取青年の家	所長以外の職員	所長	教育長又は教育長の指名する課長
--------	---------	----	-----------------

に

改める。

附 則

この訓令は、昭和四十三年九月十三日から施行する。

雑報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部変更について次のとおり公告する。
昭和43年9月13日

地方職員共済組合理事長 藤井貞夫

地方職員共済組合法の一部を次のように変更する。
第四条第一項ただし書中「本部に置かれる支部」のトに「(以下「本部支部」という。))を加える。

第十七条中「支部(本部に置かれる支部を除く。))」を「支部(本部支部を除く。))」に改める。

第二十一条第一項中「組合」を「本部」に改め、同条第三項中「理事長」の下に「又は本部支部の支部長」を加え、同条同項及び第四項中「組合」を「本部及び本部支部」に改め、同条第六項中「支部」を「支部(本部支部を除く。))」に改め、同項後段を削り、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 支部(本部支部を除く。)の組織、職制及び職員に関し必要な事項は、運営規則で定めるところにより支部長が定める。
第二十二条第二号に次のように加える。

ヨ 長崎県離島医療圏組合
附則

この変更は、昭和四十三年八月一日から施行する。ただし第二十二条の変更規定は、昭和四十三年四月一日から適用する。

地方職員共済組合法第34条の規定に基づき、昭和42年度決算の要旨を次のとおり公告する。
昭和43年9月13日

地方職員共済組合理事長 藤井貞夫

昭和42年度決算の要旨

- 1 組合に属する地方公共団体等の数
都道府県 46 一部事務組合 14 地方開発事業団 3 計 63
支部の数 47
- 2 組合員数、給料(構給)月額及び被扶養者数

区	分	一般	知事	短期	船員一般	船員継続	計
組	員数	320,179	45	2	1,207	3	321,456人
給	料(構給)月額	14,467,127	4,950	220,511,159	129	14,523,555円	45,183人
被	扶養者数	570,653	103	4	3,177	9	573,946人
同上	組合員1人当たりの数						179人

3 組合の事務に従事する職員の数

区	分	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物資	計
組	員数	142	24	128	1,102	33	67	241	1,737人
都	道府県職員	367	49	39	48	9	36	9	557人
計		509	73	167	1,150	42	103	250	2,294人

4 短期、長期及び保健各経理の掛金率及び負担金率(千分率)

区分	掛金		保健康	負担金率		備考
	短期	長期		短期	長期	
一般	36.3	42.0	1.7	36.3	52.0	長期経理負担金に ついては、追加費 用分として170を 別に受け入れた。
知事	36.3	45.0	1.7	36.3	52.5	
短期	36.3	55.5	1.7	36.3	—	
一般	24.3	42.0	1.7	59.3	52.0	
船員	36.3	45.0	1.7	36.3	57.0	
船員	36.3	42.0	1.7	36.3	52.5	
船員	36.3	45.0	1.7	36.3	52.5	

(注) 長期の欄の上段は42年11月まで、下段は42年12月以降の料率である。

5 各経理単位の概要

(1) 短期経理

昭和42年度においては、業価基準の引下げ及び診療報酬の引き上げ等の医療制度の改正が行なわれたが、当年度の収支は約6億5千万円の赤字であった。これを支払準備金の積み立てのため1億8千万円、前年度から繰り越した不足金の補てんのため2千万円、翌年度へ繰り越す不足金補てんのため4億5千万円を、それぞれあてるとした。なお、これにより、年度末における支払準備金は19億円、翌年度へ繰り越す不足金補てん積立金は4億5千万円となった。

(2) 長期経理

昭和42年12月から掛金率及び負担金率が引き上げられたが、当年度の掛金、負担金及び利息収入等の収入総額は24.6億円(対前年度比43億円の増)であった。これに対し、給付金等の支出総額は53億円であり、その差額19.2億円を責任準備金として積み立てるものとした。なお、本年度末の責任準備金の総額は、89.3億円であるが、この資金に

については預貯金、信託、有価証券等に40.8億円(45%)、組合員のための住宅建設、宿泊所、保養所の設置等のために20.3億円(23%)、組合員貸付等のために2.82億円(32%)を使用している。

(3) 業務経理

短期給付及び長期給付の実施等組合の管理、運営(福祉事業を除く。)に関する費用について経理するが、本年度における費用総額は約2億円であり、国及び道府県からの事務費負担金(1億4千万円)並びに長期経理からの繰入金(6千万円)等によつてこれをまかした。

(4) 福祉経理

ア 保健、教養等のための事業

人間ドック、健康診断、医薬品の配布等組合員の健康管理に役立つる事業、保健施設として海の家、山の家、運動場等の経営その他各種レクリエーション行事等を総額3億円の費用によつて実施した。

イ 医療施設事業

病院1、診療所20及び結核病棟6(うち1ヶ所を年度中に廃止した。)の施設(資産総額3億2千万円、うち借入金4千5百万円)で、年間利用件数は約14万件、施設収入は3億円であった。

ウ 宿泊施設事業

宿泊所、保養所として経営するもの22施設(ほかに建設中のもの4)、その資産総額は64億円(うち借入金40億円)で、利用者数は宿泊72万人、会議、会食12.4万人、その施設収入は18億円であった。

エ 貯金事業

組合員貯金の取扱いを行なう支部は15、貯金額は75億円(13万件)に達し、年間の貯金利息支払額は4億7千万円であった。

本 貸付事業

組合員貸付金の総額は28.1億円（8万件）に達し、又これに伴う年間の利息収入額は14億円であった。

カ 物資事業

物品販売、食堂の経営、物資購入斡旋等物資事業を行なう支部は12（資産総額6億円、うち借入金3億4千万円）、年間売上総額24億円、商品販売益等1億5千万円、施設収入は1億1千万円であった。

6 各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は次のとおりである。

損 益 計 算 書 (自昭和42年4月1日 至昭和43年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	経理単位		業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
	短期	長期								
給 付 (損失)	11,664	5,296	100	15	98	539		20	38	136
役 員 給 与				285						
厚 生 費						675				42
薬 材				144		190		466	1,281	18
支 払 利 息				3	3	882		4.5	13	109
そ の 他 の 支 出		13	97	39	62	534				85
土 地 圧 縮 繰 入 損										
他 経 理 へ 繰 入 金		60		262						
次年度繰越支払準備金	1,944	111								
次年度繰越責任準備金		89,295								
当 期 利 益 金	473		15	15	6	203	△3.9	14		△5
計	14,081,947.75	212,616	212,616	313	2,793		0.6	513	1,428	274
(利益)・掛金	12,205,19,870	139	571		4,302	1,846				255
施設収入・商品販売益				4						
利息及び配当金	99	4,707	13	21	7	23	0.2	503	1,428	2
その他の収入	8	16		20	3	667	0.4	10		17
他経理より繰入金			60			257				
前年度繰越支払準備金	1,769,	114								
前年度繰越責任準備金	70,068									
計	14,081,947.75	212,616	212,616	313	2,793		0.6	513	1,428	274

貸 借 対 照 表 (昭和43年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	経理単位		業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資
	短期	長期								
現金及び預貯金	936	3,661	69	429	101	514	2	191	68	30
その他の流動資産	30	1,448	5	55	37	107		28		
組合物・構築物	474	877	7	18	36	297		271	8	514
建設仮勘定				106	60	3,826			28,125	4
その他の固定資産			25	34	87	489		5	11	59
有価証券及び有価証券信託	132	2,072						2,594		
証券投資不記帳		2,324						4,701		
長期投資不記帳		32,293						39		
証券投資不記帳		16,274								
証券投資不記帳		1,152								
現金	2,632	89,462	106	699	321	6,408	2	7,829	28,210	607
(貸方) 員 貯 負 金								7,454		
組合の流動負債	230	56	4	13	14	251		296	25	187
その他の借入金					45	3,998			27,913	336
土地の圧縮引当金						534				
土地の他の引当金		111		35	32	754		7	274	82
支弁の執任準備金		1,944								
支弁の執任準備金		89,295								
支弁の執任準備金				12	225	624				
支弁の執任準備金	458			10	10	247		72		2
不足金補てん積立金				55	419		2			
剰余計	2,632	89,462	106	699	321	6,408	2	7,829	28,210	607